

## 新型コロナウイルス発生に伴う大会等への参加についての対策

稲毛区少年軟式野球連盟（以下「区連」という）は、新型コロナウイルス発生に伴う大会等への参加についての対策を策定し、令和5年2月に改訂を行いました。5月8日の新型コロナウイルスの5類移行に伴い、新型コロナウイルス発生に伴う基本指針を夏季大会より以下のとおり改訂します。

### 基本指針

#### 1 区連及び所属クラブの活動について

##### (1) 活動の休止

以下に該当する場合、主催する活動についてその期間休止する。

行政（国・県・市等）、上部団体（県連盟、市協会、スポーツ協会、スポーツ連盟等）による外出や移動の制限、学校の休業の実施、活動の中止・延期の指示・要請

##### (2) 活動の再開

活動の再開については、状況の変化に応じて常任役員会等を開催し、検討のうえ決定する。

#### 2 大会参加について

##### (1) 選手本人（または指導者）が陽性者となった場合

当該選手（または指導者）は発症日を0日として5日間参加禁止とする。

##### (2) 選手本人（または指導者）が※濃厚接触者または同居家族が陽性者となった場合

当該選手（または指導者）の参加は各クラブの責任において慎重に判断する。参加の場合、必要に応じ適切な感染対策を講じることに努める。但し体調に問題がある場合は参加を自粛する  
※今後は保健所から濃厚接触者の指定は無くなるとのことですが、状況を鑑みてこれまでの濃厚接触者に該当すると思われる場合を便宜上濃厚接触者としています

##### (3) 同居家族が濃厚接触者となった場合

(2)と同じ

##### (4) 選手本人（または指導者）が感染の疑いがある場合

選手本人（または指導者）はPCR検査等の結果（陰性）が出るまで参加を自粛する。

##### (5) 学校閉鎖となった場合

当該小学校に在籍の選手はその期間参加禁止とする。

##### (6) 学年、学級閉鎖となった場合

当該学年、学級に在籍する選手はその期間参加禁止とする

##### (7) 上記(1)～(6)に該当しない場合でも学校長等の判断により出席停止となった場合

原則として当該出席停止期間は参加を自粛する

(8) 上記(1)～(7)は各クラブが責任をもって管理、判断に努める

上記(1)～(7)の場合、当該選手を除いて10名以上いる場合は原則試合を実施することとする。

ただし、特にI部などで上位大会への予選を兼ねる場合や9名以下となってしまう場合は、日程が許す範囲で試合の延期を考慮する場合があるが、日程上猶予が無い場合は不戦敗として取り扱う。

上記以外の事象が生じた場合、その都度、大会委員長は常任役員会を開催し、協議のうえ方針を決定する。

### 3 その他

- (1) 区連限定の措置として、試合中のマスク着用を認める。ただし、監督はその旨をあらかじめ球責及び相手チーム監督に申し出ること。
- (2) 選手等を車で送迎する場合は、各クラブの責任において感染防止に努める。
- (3) 基本指針は、今後、県及び市協会等の上位団体並びに教育委員会等行政からの通達などにより変更する場合がある。

### 補則

#### インフルエンザ感染の場合の大会参加について

1. 選手本人（または指導者）が感染した場合は、発症日を含まず5日を経過、且つ解熱してから2日経過（解熱した日を含まず）するまで、感染した選手本人（または指導者）は参加禁止（学校保健安全法における出席停止期間）
2. インフルエンザによる学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖があった場合は、当該学校、学年、学級に所属する選手は参加禁止
3. 同居家族が感染した場合、選手本人（または指導者）の体調に問題がない場合は、各チームの責任において感染対策を講じることで大会参加を認める

上記1～3の場合において、上記新型コロナウイルスの場合と同様、参加禁止の選手を除いて10名以上いる場合は原則試合を行うものとする。

但し、特にI部などで上位大会への予選を兼ねる場合や9名以下となってしまう場合は、日程が許す範囲で試合の延期を考慮する場合があるが、日程上猶予が無い場合は不戦敗として取り扱う。

上記以外の事象が生じた場合、その都度、大会委員長は常任役員会を開催し方針を決定する。

令和2年3月20日 策定

令和4年9月15日 改訂

令和5年2月19日 改訂

令和5年5月7日 改訂